

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 南日本銀行			コード	8554
提出日	2025/6/6	異動（予定）日	2025/6/25		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	西山 芳久	社外取締役	○										△				有
2	逆瀬川 尚文	社外取締役	○										△				有
3	山縣 由美子	社外取締役	○										△				有
4	與倉 昭治	社外監査役	○													○	有
5	上山 幸正	社外監査役	○													○	有
6	上野 総一郎	社外監査役											○	○			新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	西山芳久氏は、かごしま産業支援センターの理事長を務めていました。同氏とは通常の銀行取引を有しているものであり、特別な利害関係はありません。	鹿児島県要職を歴任され、退職後も鹿児島県代表監査委員を務めるなど、その経験と見識を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役に選任しております。また、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当行は、同氏が独立性の高い立場にあると判断し、独立役員として指定しております。
2	逆瀬川尚文氏は、株式会社南日本新聞社の代表取締役社長を務めていました。同氏及び同社とは通常の銀行取引を有しているものであり、特別な利害関係はありません。	株式会社南日本新聞社の要職を歴任され、その経営者としての豊富な経験と高い見識を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役に選任しております。また、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当行は、同氏が独立性の高い立場にあると判断し、独立役員として指定しております。
3	山縣由美子氏は、株式会社南日本放送のキャスターを務めていました。同氏及び同社とは通常の銀行取引を有しているものであり、特別な利害関係はありません。	株式会社南日本放送のキャスターとして培われた経験に加え、国立大学法人九州大学の理事を務めるなど、その豊富な経験や知見を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役に選任しております。また、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当行は、同氏が独立性の高い立場にあると判断し、独立役員として指定しております。
4	同氏とは通常の銀行取引を有しているものであり、特別な利害関係はありません。	長年鹿児島大学教授として勤務され、大学教授としての経験と高い見識を活かし、当行取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行っていただけのもとの判断し、社外監査役に選任しております。また、当該社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当行は、同氏が独立性の高い立場にあると判断し、独立役員として指定しております。
5	同氏とは通常の銀行取引を有しているものであり、特別な利害関係はありません。	弁護士法人の代表弁護士を務め、弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を活かし、当行取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行っていただけのもとの判断し、社外監査役に選任しております。また、当該社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当行は、同氏が独立性の高い立場にあると判断し、独立役員として指定しております。
6	上野総一郎氏は、南国殖産株式会社の代表取締役社長を務めています。同氏及び同社とは通常の銀行取引を有しているものであり、特別な利害関係はありません。また、同社の社外監査役には、当行の代表取締役頭取である田中曉爾が就任しております。	

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。